

# 国立大学法人東京医科歯科大学医学部附属病院監査委員会規則

平成29年3月23日  
規則第34号

## (趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学に医学部附属病院（以下「本院」という。）における医療に係る安全管理に関する監査を行うことを目的として、医学部附属病院監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医療に係る安全管理又は法律に関する識見を有する者その他の学識経験を有する者 1名以上
  - (2) 医療を受ける者その他の医療従事者以外の者（前号に掲げる者を除く。） 1名以上
  - (3) その他学長が特に認めた者 若干名
- 2 前項第1号及び第2号の委員は、本院と利害関係のない者とする。
  - 3 同条第1項の委員は、学長が委嘱する。
  - 4 委員の数は3人以上とし、委員長及び委員の半数を超える数は、本院と利害関係のない者から選任する。
  - 5 本院と利害関係のない者は、次に掲げる各号のいずれにも該当しない者から選任する。
    - (1) 過去10年以内に本院と雇用関係にないこと。
    - (2) 委員に属する年度を含む過去3年度の期間において、年間50万円を超える額の寄付金・契約金等（監査委員会に係る費用を除く。）を本院から受領していないこと。

## (委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員の任期の末日は、当該委員を委嘱する学長の任期の末日以前とする。
- 3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (業務)

第4条 委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療安全管理責任者、医療安全管理部、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務の状況について病院長等から報告を求め、又は必要に応じて自ら確認を実施すること。

(2) 監査結果の学長及び病院長への報告

- 2 委員会は、学長及び病院長に対し、医療に係る安全管理についての是正措置を講じるよう意見を述べることができる。
- 3 委員会は、第1項及び第2項に掲げる業務について、その結果を公表する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第2条第1項第1号及び第2号に掲げる者の中から、学長が委嘱する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(開催)

第6条 委員会は、年2回以上開催するものとする。

(議事)

第7条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、委員会を開き、議決することができない。

- 2 議事は、委員長を含め出席した委員の過半数で決し、決しないときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員名簿及び選定理由の公表・報告)

第9条 学長は、委員名簿及び委員の選定理由について、公表するとともに厚生労働大臣に提出する。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、病院統括部病院企画課において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年1月16日規則第3号)

この規則は、令和2年1月16日から施行し、令和2年1月1日から適用する。